

生産緑地の指定からまもなく30年

～引き続き税制特例措置を受けるために～

相続税、固定資産税等の優遇が適用される農地である「生産緑地」は、指定から30年が経過すると、その優遇が大幅に縮小されます。優遇を継続する制度として、生産緑地法の改正により「特定生産緑地」制度が設けられました。特定生産緑地に指定されると、税制の優遇が継続し、優遇期間が10年延長されますが、その期間は指定する農地をこれまでと同様に管理していただく必要があります。

特定生産緑地への指定手続きは、生産緑地として伊丹市から指定を受けてから30年経過する前に必ず行う必要があります。

	特定生産緑地を選択する農地	特定生産緑地を選択しない農地
固定資産税 都市計画税	<u>農地評価・農地課税</u> (今まで通りの税額)	5年かけて宅地並みの 税額まで上昇
相続税の猶予	現世代は継続 <u>次世代も受けられる</u>	現世代は継続 次世代は受けられない
建築等の 行為制限	制限有	制限有 ※行為制限の解除後を除く
指定解除 (買取申出)	・10年経過後 ・主たる従事者の死亡・重大な故障の場合に可能	いつでも可能

「特定生産緑地」の指定を行うためには、当該生産緑地の所有者等の同意が必要です。

「特定生産緑地」の指定に同意いただける方は、別添の資料をよく読み、必要事項を記載のうえ、返送もしくは直接窓口に提出をお願いします。不明点がございましたら、お気軽に都市計画課の窓口もしくはお電話にてお問い合わせください。



※同意をいただけない生産緑地は、「特定生産緑地」の指定ができません

※指定後30年経過した後は、「特定生産緑地」の指定ができません

伊丹市

問合せ先：都市計画課
電話番号：072-784-8067